

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「文化会館の開館時間は、」を「奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館（ギャラリーを除く。）の開館時間は」に改め、「まで」の下に「、奈良県橿原文化会館（ギャラリーに限る。）の開館時間は午前十時から午後七時まで」を加える。

第四条第一項第一号中「奈良県橿原文化会館」の下に「（ギャラリーを除く。）」を加える。

第五条第二項第三号中「展示室」の下に「、ギャラリー」を加える。

第十一条第一号中「別表第二の一」を「別表第二の一の1」に改める。

別表第二諸設備の項中

展	示	机	一	卓	一五〇円
---	---	---	---	---	------

を

展	示	机	一	卓	一五〇円
展	示	台	一	台	二〇〇円
展	示	照	明	ス	ポ
展	示	ト	一	台	一〇〇円
パ	ネ	ル	一	枚	二〇〇円

に改め

る。

第一号様式及び第二号様式中「~~展示室~~」を「~~展示室~~、ギャラリー」に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。